

大阪 21 世紀の新環境総合計画の改定に係る分野別の考え方

【 I 府民の参加・行動】

施策の方向	事業例	関連する主なターゲット(外務省仮訳を元に府で要約)	関連するゴール(目標)
あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取り組みを進めます。	①効果的な情報発信	・ おおさかの環境ホームページエコギャラリー ・ 大阪府環境白書	4.7 全ての学習者が、持続可能な開発に係る知識及び技能を習得 12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ
	②環境教育・学習の推進	・ 学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等の実施	4.7 全ての学習者が、持続可能な開発に係る知識及び技能を習得 12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ
	③行動を支援する仕組みの充実	・ 環境保全活動補助事業 ・ 環境交流パートナーシップ事業	4.7 全ての学習者が、持続可能な開発に係る知識及び技能を習得 12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ 17.17 効果的な官民等のパートナーシップを推進



※ゴール4及びゴール 17については全分野に関連するが、特に関連の深い当分野にのみ掲載する。

【Ⅱ-1 低炭素・省エネルギー社会の構築】

施策の方向	事業例	関連する主なターゲット(外務省仮訳を元に府で要約)	関連するゴール(目標)
<p>あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。</p>	<p>①家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進</p>	<p>・ 省エネセミナーの開催講演 ・ 家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業</p> <p>7.3 エネルギー効率の改善率を倍増 12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ 13.3 気候変動の緩和・適応等に関する教育や制度機能の改善 14.3 海洋酸性化の影響を最小限化(二酸化炭素排出削減による効果)</p>	 
	<p>②再生可能エネルギー等の普及</p>	<p>・ ZEH(ネット・ゼロエネルギーハウス)の普及啓発 ・ 府有施設の屋根貸し事業</p> <p>7.2 再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大 7.3 エネルギー効率の改善率を倍増 7.a クリーンエネルギー技術への投資を促進 7.b 開発途上国の人々に持続可能なエネルギーサービスが供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う 13.3 気候変動の緩和・適応等に関する教育や制度機能の改善 14.3 海洋酸性化の影響を最小限化(二酸化炭素排出削減による効果)</p>	   
	<p>③森林整備によるCO₂吸収の促進</p>	<p>・ 森林環境税による持続的な森づくり推進事業 ・ アドプトフォレスト制度の推進</p> <p>7.3 エネルギー効率の改善率を倍増 13.3 気候変動の緩和・適応等に関する教育や制度機能の改善 14.3 海洋酸性化の影響を最小限化(二酸化炭素排出削減による効果)</p>	 
	<p>④気候変動の影響への適応、ヒートアイランド対策の推進</p>	<p>・ 大阪府気候変動への適応策の推進 ・ クールスポットモデル拠点推進事業</p> <p>2.4 気候変動への適応能力を向上させレジリエントな農業を実践 3.3 伝染病の根絶と感染症への対処 3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少</p>	 

	進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒートアイランド対策技術の普及促進 	<p>6.6 水に関連する生態系の保護・回復</p> <p>9.4 クリーン技術等を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上</p> <p>11.3 包摂的かつ持続可能な都市化を促進</p> <p>11.6 大気の質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減</p> <p>11.b 気候変動の緩和・適応等により災害リスク管理を実施</p> <p>12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ</p> <p>13.1 気候関連等災害への適応能力を強化</p> <p>13.2 気候変動対策を計画に盛り込む</p> <p>13.3 気候変動の緩和・適応等に関する教育や制度機能の改善</p> <p>14.2 海洋及び沿岸の生態系の回復</p> <p>14.3 海洋酸性化の影響を最小限化(二酸化炭素排出削減による効果)</p> <p>15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復</p> <p>15.2 持続可能な森林経営の促進と植林の増加</p> <p>15.4 山地生態系の保全</p> <p>15.5 絶滅危惧種の保護</p> <p>15.8 外来種の侵入の防止と優先種の駆除</p>	
--	---	---	---	--

【Ⅱ-2 資源循環型社会の構築】

施策の方向	事業例	関連する主なターゲット(外務省仮訳を元に府で要約)	関連するゴール(目標)
生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。	①再生原料・再生可能資源の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 8.4 消費と生産における資源効率を漸進的に改善 9.4 クリーン技術等を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上 11.6 大気の質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減 12.4 製品ライフサイクルを通じ、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を削減 12.5 廃棄物の発生を大幅に削減 12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ 	 
	②廃棄物排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少 6.3 有害な化学物質の放出削減、未処理排水の割合半減等による水質改善 9.4 クリーン技術等を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上 11.6 大気の質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減 12.4 製品ライフサイクルを通じ、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を削減 12.5 廃棄物の発生を大幅に削減 12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする 14.1 海洋ごみや富栄養化等による海洋汚染の防止 	 
	③リサイクル率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 8.4 消費と生産における資源効率を漸進的に改善 9.4 クリーン技術等を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上 11.6 大気の質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減 	

	推進	<p>12.4 製品ライフサイクルを通じ、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を削減</p> <p>12.5 廃棄物の発生を大幅に削減</p> <p>12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする</p>	 
④最終処分量の削減	・大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス計画)の推進	<p>3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少</p> <p>6.3 有害な化学物質の放出削減、未処理排水の割合半減等による水質改善</p> <p>11.6 大気の質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減</p> <p>12.4 製品ライフサイクルを通じ、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を削減</p> <p>14.1 海洋ごみや富栄養化等による海洋汚染の防止</p> <p>14.2 海洋及び沿岸の生態系を回復</p>	
⑤廃棄物の適正処理の徹底	<p>・産業廃棄物の適正処理の徹底</p> <p>・PCB 廃棄物適正処理対策事業</p>	<p>3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少</p> <p>6.3 有害な化学物質の放出削減、未処理排水の割合半減等による水質改善</p> <p>9.4 クリーン技術等を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上</p> <p>11.6 大気の質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減</p> <p>12.4 製品ライフサイクルを通じ、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を削減</p> <p>12.5 廃棄物の発生を大幅に削減</p> <p>14.1 海洋ごみや富栄養化等による海洋汚染の防止</p>	

【Ⅱ-3 全てのいのちが共生する社会の構築】

施策の方向	事業例	関連する主なターゲット(外務省仮訳を元に府で要約)	関連するゴール(目標)	
<p>生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。</p>	<p>①生物多様性の重要性の理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全のための普及啓発推進 ・大阪生物多様性保全ネットワークの取組み推進 	<p>6.6 水に関連する生態系の保護・回復 14.2 海洋及び沿岸の生態系の回復 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復 15.2 持続可能な森林経営の促進と植林の増加 15.4 山地生態系の保全 15.5 絶滅危惧種の保護 15.8 外来種の侵入の防止と優先種の駆除</p>	 
	<p>②生物多様性に配慮した行動促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共生の森づくり活動事業 ・アダプトフォレスト制度の推進 	<p>6.6 水に関連する生態系の保護・回復 14.2 海洋及び沿岸の生態系の回復 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復 15.2 持続可能な森林経営の促進と植林の増加 15.4 山地生態系の保全 15.5 絶滅危惧種の保護 15.8 外来種の侵入の防止と優先種の駆除</p>	 
	<p>③府民と連携したモニタリング体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府レッドリストの改訂・普及 ・大阪生物多様性保全ネットワークの取組み推進 	<p>6.6 水に関連する生態系の保護・回復 14.2 海洋及び沿岸の生態系の回復 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復 15.4 山地生態系の保全 15.5 絶滅危惧種の保護 15.8 外来種の侵入の防止と優先種の駆除</p>	

	<p>④生物多様性保全に資する地域指定の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林・鳥獣保護区等の地域指定の拡大 	<p>6.6 水に関連する生態系の保護・回復</p> <p>14.2 海洋及び沿岸の生態系の回復</p> <p>15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復</p> <p>15.2 持続可能な森林経営の促進と植林の増加</p> <p>15.4 山地生態系の保全</p> <p>15.5 絶滅危惧種の保護</p>	
	<p>⑤エコロジカルネットワークの構築推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おおさか生物多様性パートナー協定 ・多奈川ビオトープエコアップ事業 	<p>6.6 水に関連する生態系の保護・回復</p> <p>11.3 包摂的かつ持続可能な都市化を促進</p> <p>11.7 利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供</p> <p>11.a 経済・社会・環境面における都市部・周辺部・農村部間のつながりを支援</p> <p>14.2 海洋及び沿岸の生態系の回復</p> <p>15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復</p> <p>15.2 持続可能な森林経営の促進と植林の増加</p> <p>15.4 山地生態系の保全</p> <p>15.5 絶滅危惧種の保護</p> <p>15.8 外来種の侵入の防止と優先種の駆除</p>	

【Ⅱ-4-1 健康で安心して暮らせる社会の構築～良好な大気環境を確保するために～】

施策の方向		事業例	関連する主なターゲット(外務省仮訳を元に府で要約)	関連するゴール(目標)
自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。	①自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車 NOx・PM 総量削減計画の進行管理 ・流入車対策推進事業 	<p>3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少</p> <p>9.4 クリーン技術等を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上</p> <p>11.6 大気の水質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減</p>	
	②PM2.5 の現状把握と対策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5 に係る大気汚染常時監視 ・府民への PM2.5 の注意喚起等の情報提供 	<p>3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少</p> <p>11.6 大気の水質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減</p>	
	③揮発性有機化合物(VOC)の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグ発令時の対象工場への NOx や VOC の削減要請 	<p>3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少</p> <p>9.4 クリーン技術等を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上</p> <p>11.6 大気の水質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減</p>	
	④建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査や石綿濃度測定等による、アスベスト飛散防止の取組み 	<p>3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少</p> <p>11.6 大気の水質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減</p>	

【Ⅱ-4-2 健康で安心して暮らせる社会の構築～良好な水環境を確保するために～】

施策の方向		事業例	関連する主なターゲット(外務省仮訳を元に府で要約)	関連するゴール(目標)
流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。	①生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総量削減計画の進行管理 ・ 水質汚濁防止の事業所規制 ・ 生活排水対策推進月間における啓発 	3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少 6.2 適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成 6.3 有害な化学物質の放出削減、未処理排水の割合半減等による水質改善 6.6 水に関連する生態系の保護・回復 6.b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化 9.4 クリーン技術等を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上 11.6 大気の水質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減 12.4 製品ライフサイクルを通じ、化学物質や廃棄物の大気・水・土壌への排出を削減 14.1 海洋ごみや富栄養化等による海洋汚染の防止 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復	      
	②健全な水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道事業の推進 	6.2 適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成 6.3 有害な化学物質の放出削減、未処理排水の割合半減等による水質改善	
	③大阪湾の環境改善対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪湾環境保全協議会を通じた普及啓発 	6.3 有害な化学物質の放出削減、未処理排水の割合半減等による水質改善 12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ 14.1 海洋ごみや富栄養化等による海洋汚染の防止 14.2 海洋及び沿岸の生態系の回復	

【Ⅱ-4-2 健康で安心して暮らせる社会の構築～化学物質のリスク管理を推進するために～】

施策の方向		事業例	関連する主なターゲット(外務省仮訳を元に府で要約)	関連するゴール(目標)
環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組を推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。	①環境リスクの高い化学物質の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> PRTR 法等に基づく事業者に対する指導助言 有害大気汚染物質モニタリング 	3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少 6.3 有害な化学物質の放出削減、未処理排水の割合半減等による水質改善 9.4 クリーン技術等を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上 11.6 大気の質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減 12.4 製品ライフサイクルを通じ、化学物質や廃棄物の大気・水・土壌への排出を削減	  
	②化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質対策に関するセミナーの開催 	3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少 6.3 有害な化学物質の放出削減、未処理排水の割合半減等による水質改善 11.6 大気の質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減 12.4 製品ライフサイクルを通じ、化学物質や廃棄物の大気・水・土壌への排出を削減	
	③残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法等に基づく事業者に対する指導助言 地下水質常時監視 	3.9 有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡・疾病件数を減少 6.3 有害な化学物質の放出削減、未処理排水の割合半減等による水質改善 12.4 製品ライフサイクルを通じ、化学物質や廃棄物の大気・水・土壌への排出を削減	 

【Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進】

施策	事業例	関連する主なターゲット(外務省仮訳を元に府で要約)	関連するゴール(目標)
緑と水辺の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実感できるみどりづくり事業 ・ 子育て施設木のぬくもり推進事業 ・ 森林環境税による持続的な森づくり推進事業 	<p>11.3 包摂的かつ持続可能な都市化を促進</p> <p>11.6 大気の水質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減</p> <p>11.7 利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供</p> <p>11.a 経済・社会・環境面における都市部・周辺部・農村部間のつながりを支援</p> <p>13.3 気候変動の緩和・適応等に関する教育や制度機能の改善</p> <p>14.2 海洋及び沿岸の生態系の回復</p> <p>15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復</p> <p>15.2 持続可能な森林経営の促進と植林の増加</p> <p>15.4 山地生態系の保全</p> <p>15.5 絶滅危惧種の保護</p> <p>15.8 外来種の侵入の防止と優先種の駆除</p> <p>15.b 持続可能な森林経営のための資金の調達等</p>	   
魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の保存・活用 	<p>11.4 文化遺産及び自然遺産の保護・保全</p>	
快適で安らぎのある都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音・振動に係る規制指導 ・ 騒音・振動モニタリング ・ クールスポットモデル拠点推進事業 ・ ヒートアイランド対策技術の普及促進 	<p>9.4 クリーン技術等を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上</p> <p>11.3 包摂的かつ持続可能な都市化を促進</p> <p>11.6 大気の水質及び廃棄物の管理等を含め、都市の環境上の悪影響を軽減</p> <p>12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ</p> <p>13.3 気候変動の緩和・適応等に関する教育や制度機能の改善</p>	 